

徳島市情報公開・個人情報保護審査会答申

(徳情個審答申第58号)

令和4年5月24日

徳情個審答申第58号

令和4年5月24日

徳島市教育委員会 殿

徳島市情報公開・個人情報保護審査会

会長 永本 能子

徳島市情報公開・個人情報保護審査会条例第2条第1項第3号の
規定に基づく諮問について（答申）

令和4年4月25日付け徳市高発第182号の諮問書により徳島市教育委員会から諮問のありました電子計算機結合に係る個人情報保護評価（高等学校学習支援クラウド）の件について、次のとおり答申します。

第1 結論

電子計算機結合に係る個人情報保護評価（高等学校学習支援クラウド）について、特段の問題は認められない。

第2 付言

第1に述べたとおり、本件諮問に係る電子計算機の結合について特段の問題は認められないとするものであるが、令和3年2月12日徳情個審答申第48号に付言したように、高等学校学習支援クラウドに関して同結合を実施するにあたっては、個人情報の漏洩防止を目的として本件のような個人情報保護評価を行っているものであるが、絶対のセキュリティというものは存在しないことに留意しつつ、漏洩時を想定した対応の検討をはじめとして、全体的なセキュリティ等の対策について、引き続き強化・見直しを検討するよう求めるものである。

以 上

《参考1》

答申の決定に関与した委員

会 長	永本 能子
委 員	島内 保彦
委 員	本田 利広
委 員	真鍋 恵美子
委 員	村崎 文彦

《参考2》

審査会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
令和4年4月25日	実施機関から諮問書を受理した。
令和4年4月26日 (4年度第2回審査会)	電子計算機結合に係る個人情報保護評価について、概要説明及び質疑応答を行った。
令和4年5月24日 (4年度第3回審査会)	答申を決定した。